

12月4日から10日までは人権週間です

1948年(昭和23年)12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人一人はみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう



人権相談所を開設します

日 時 12月10日(月) 午前10時から午後3時まで
場 所 ふれあいセンター

水戸地方法務局
茨城県人権擁護委員連合会

人権擁護委員が法務局に常駐して 相談等の職務を行っています

水戸地方法務局下妻支局では、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、支局に常駐し、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のためすみやかに適切な処理をとっています。

なお、この常駐制度は次のとおりとなっていますが、ご利用いただくに当たっては、電話による相談、また、午前8時30分から午後5時00分までは職員による相談等も行っています。

● 常駐時間 ●

毎週月曜日
(祝祭日等の休日を除く)
午前10時から午後3時まで

● 常駐場所 ●

下妻市下妻乙124番地2
水戸地方法務局下妻支局別館
☎0296(43)3935

● 常駐委員 ●

下妻人権擁護委員協議会
所属の人権擁護委員